

70歳以上の国民健康保険被保険者の方へ大切なお知らせです。

国民健康保険高額療養費制度の見直しにより、限度額適用認定証が必要となる方がいます！

国民健康保険高額療養費制度の見直しにより、平成30年8月から以下のように所得区分及び月額自己負担上限額に変更が生じます。

<70歳以上の方>

平成30年7月までの区分と限度額(70歳以上)

区分	外来 (個人)	限度額 (世帯※1)
	現役並み (課税所得145万円以上)	57,600円
一般 (課税所得145万円未満) ※2	14,000円 (年間上限14.4万円※3)	57,600円 <44,400円>
住民税非課税	8,000円	24,600円
住民税非課税 (所得が一定以下)		15,000円

見直し
→

平成30年8月からの区分と限度額(70歳以上)

区分	外来 (個人)	限度額 (世帯※1)
	現役並みⅢ (課税所得690万円以上)	252,600円+1% <140,100円>
現役並みⅡ (課税所得380万円以上)	167,400円+1% <93,000円>	
現役並みⅠ (課税所得145万円以上)	80,100円+1% <44,400円>	
一般 (課税所得145万円未満) ※2	18,000円 (年間上限14.4万円※3)	57,600円 <44,400円>
住民税非課税	8,000円	24,600円
住民税非課税 (所得が一定以下)		15,000円

※1 同世帯で国民健康保険に属する世帯員

※2 収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合も含む。

※3 1年間のうち一般区分又は住民税非課税区分であった月の外来自己負担額の合計額について、14.4万円の上限を設けている。

<>内の金額は、過去12ヶ月に3回以上高額療養費の支給を受けた場合の4回目以降の限度額。

上表(平成30年8月からの区分と限度額(70歳以上))で黄色に着色された区分に該当する方(「現役並みⅡ」と「現役並みⅠ」の方)は限度額認定証の交付が必要となります。(この証がないと入院等に際して本来支払うべき窓口負担額より高額のお支払いが必要となる場合があります。)

町では該当する方に対して限度額適用認定のための申請勧奨通知を郵送にて送付させていただいております。この通知を送付された方は、同封の申請書のほか、印鑑および身分証明書等をご持参のうえ、役場健康福祉課まで申請をお願いします。

申請は、平成30年8月中に行うことをお勧めします。

—用語の説明—

高額療養費制度とは・・・家計に対する医療費の自己負担額が過重なものとならないよう、医療機関の窓口において医療費の自己負担を支払っていただいた後、所得区分に応じて設定している月ごとの自己負担限度額を超えた金額について、事後的に保険者から償還払いされる制度です。

限度額認定証とは・・・医療費の月額支払額の上限を所得区分に応じて設定したことを証するもので、医療機関等窓口での月額支払を自己負担限度額までにとどめることができます。

この証は、所得申告が済んでいれば前述のとおり申請することで交付を受けられます。